

特別民間法人・特別法人が実施する事務・事業に関する政策評価（個票）

法人名	中央職業能力開発協会	担当部局・担当課室	人材開発統括官付能力評価 担当参事官室
		評価実施時期	令和4年3月
根拠法令等	職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号） 第52条及び第55条	法人類型	特別民間法人
法人概要	<p>職業能力開発促進法制定当時、生涯能力開発体制を確立する上で、民間における職業訓練の振興を図ることが重要課題となっており、事業主等が幅広く連携し自主的かつ積極的に職業訓練を推進する体制を確立する必要がある、また、公共・民間が一体となり職業訓練を推進する上で、国等の施策に呼応するために、民間の指導団体を育成強化する必要があった。</p> <p>上記背景から、職業能力の開発及び向上の促進の基本理念の実現に資するため、国及び都道府県と密接な連携の下に、職業能力の開発の促進を図ることを目的とする民間の中核的指導団体として設立された。</p>		
法人の事務・事業の内容	技能検定試験問題の作成その他職業能力の開発の促進に関し必要な業務の実施		
法人の事務・事業の目的	職業能力開発促進法第3条に定める基本理念を実現するため、国及び都道府県と密接な連携の下に、職業能力の開発及び向上の促進を図ることを目的とする。		
関連する政策目標等	<p>基本目標VI 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること。</p> <p>施策大目標1 多様な職業能力開発の機会を確保すること</p>		
法人の事務・事業の実績等	<p>○実績（令和3年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技能検定試験問題の作成 延べ669作業</li> <li>・技能検定受検申請者数 263,183人</li> </ul> <p>○事業収入（令和3年度） 3,409,860千円</p>		
国からの補助金等	別紙のとおり		
法人の事務・事業の見直し状況（これまでの検証）	<p>平成21年11月に行われた行政刷新会議の事業仕分けの結果を踏まえ、以下のとおり法人の事務・事業の見直しを行った。</p> <p>○技能向上対策費補助事業の予算の縮減 補助事業の一部廃止等により、平成22年度予算額を対前年度比3割減とし、予算の大幅な削減を行った。また、適正額の交付となるよう見直しを継続して行った。</p>		

<p>法人の事務・事業の必要性等・有効性</p>	<p>○事務・事業の必要性  技能検定は、労働者の有する技能を一定の基準によって検定し、これを公証する国家検定制度であり、職業能力開発促進法に基づいて試験問題の作成等を行っている。  また、中央職業能力開発協会は、自動車、鉄鋼、電機、建設等の全国的な業界団体を会員としており、これら会員団体の協力を得て、幅広い職種の技能検定の試験問題を作成することが可能である。したがって、中央職業能力開発協会が試験問題の作成等を行うことが適当である。</p> <p>○事務・事業の妥当性  技能検定は、労働者の技能習得意欲を増進させるとともに、労働者の雇用の安定、円滑な再就職、労働者の社会的な評価の向上等に重要な役割を有するものであることから、産業活動の変化やニーズに即応したものとなるよう、産業界の意見を聴きながら、技能検定試験の内容について、適時に見直している。</p> <p>○事務・事業の有効性  技能検定の実施状況について、令和3年度は指定試験機関実施分を含め、全国で約97.2万人の受検申請に対して、約36.8万人（延べ約800万人）が合格していることから、社会的に便益の高い事務・事業であると認められる。</p>
<p>法人の事務・事業の執行体制の適格性</p>	<p>○事務・事業の実施に関する監督体制の適格性  中央職業能力開発協会が作成する技能検定の試験問題及び試験実施要領について、厚生労働大臣の認定を受けたものが使用される等、事務・事業の実施に対する監督体制を確保している。また、厚生労働省は、指導監督基準に基づいて毎年度、指導監督の状況及び結果を公表している。</p> <p>○法人の事務・事業実施主体としての適格性  毎年度の収支状況を公表しており、透明性が確保されていることに加え、適切な人員体制、設備を確保していると認められる。  また、厚生労働大臣は、中央職業能力開発協会の運営について勧告し、改善されない場合は処分することができることとなっており、事務・事業実施主体としての適格性を確保している。</p>
<p>政策効果の把握の手法及びその結果</p>	<p>法人からの定期報告等</p>
<p>学識経験を有する者の知見の活用に関する事項</p>	<p>特になし</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項</p>	<p>特になし</p>
<p>評価結果の総括（現状分析（事務・事業の評価）と今後の方向性）</p>	<p>技能検定職種のうち、111職種を対象として、産業界のニーズに即した試験問題の作成等を行ってきた。産業動向の変化のスピードが上がり、人口減少局面に突入し、今後も能力開発の重要性の高まりや多様化が予想されることを考慮すると、多様なニーズに機動的な対応がとれる体制の整備と、事業の効率的な執行に向けた不断の見直しが引き続き必要である。</p>
<p>備考</p>	

## ○事務・事業の構造等（令和3年度）

事務・事業の構造等 (令和3年度)	事務・事業名	①事務・事業の内容及び②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容	支出額 (令和3年度決算) (百万円)	収入額(百万円) (令和3年度決算)		公益法人等への支出 (百万円)(令和3年度)	
				内訳(名称)	(額)	法人名	額
				合計			
職業能力開発促進法第55条の規定に基づいて行う業務	①技能検定試験問題の作成その他職業能力の開発の促進に関し必要な業務の実施 ②雇用保険法第63条第1項第1号、7号及び9号、雇用保険法施行規則第134条及び135条。職業能力開発促進法第55条	2,975	合計	3,410	-		
			国費				
			技能向上対策費補助金	491	-		
			各種技能競技大会等の推進事業	1,039	-		
			教育訓練講座受講環境整備事業	141	-		
自己収入		1,425					
			若年技能者人材育成支援等事業	314	-		

※ 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において様式1の合計と合致しないものがある。

○国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況（特別会計別内訳）  
〈令和3年度決算合計〉

特別会計	法人合計(百万円)	合計	労働保険特別会計 (雇用勘定)
		1,985	1,985
技能向上対策費補助金		491	491
各種技能競技大会等の推進事業		1,039	1,039
教育訓練講座受講環境整備事業		141	141
若年技能者人材育成支援等事業		314	314

※ 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において上記の事務・事業毎の合計額と合致しないものがある。